

議案第 29 号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 12 月 21 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 会計年度任用職員等の給与改定の時期を改正するため、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について

1 改正理由

国の非常勤職員の給与改定について、令和5年度以降、常勤職員等の給与改定に準じて改定を行うこととし、各地方公共団体においても国の取扱いを基本とするよう通知がなされたことから、本市においても、会計年度任用職員及び会計年度任用教職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の給与改定等の時期について、国の通知に沿った見直しを行うため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

改正対象教育委員会規則	改正内容
北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則 （令和2年教育委員会規則第3号）	給与改定の時期について ○冬季期末手当の支給要件を満たす 会計年度任用職員等 ・給料表が増額改定の場合 当年度の4月1日から遡及改定 ・給料表が減額改定の場合 12月1日から改定 （遡及相当分を冬季期末手当で調整）
北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則 （令和2年教育委員会規則第6号）	○冬季期末手当の支給要件を満たす 者以外の会計年度任用職員等 ・給料表の増額又は減額改定ともに、 12月1日から改定

※上記改正に伴う条文の技術的な改正もあわせて行う。

3 施行期日

公布の日

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「おける、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用職員の給料の月額決定にあつては」を「おいて」に、「当該施行月の翌月の初日。以下」を「当該給料改定条例の施行の日。以下この項において」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前項各号の基準日(当該基準日が給料改定条例の施行の日となる場合に限る。以下同じ。)における条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表(以下「改正後の給料表」という。)の職務の級及び号給により決定した給料の月額は、条例第27条第3項の規定により読み替えられた条例第24条第1項の規定による期末手当(当該基準日の属する年の12月1日に在職する職員に対するものに限る。)の支給を受ける会計年度任用職員及びこれに相当する者として教育委員会が定める会計年度任用職員(以下「冬季期末手当対象職員等」という。)にあつては同年4月1日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から、冬季期末手当対象職員等以外の会計年度任用職員にあつては当該基準日の属する月の初日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から適用する。この場合において、改正後の給料表の職務の級及び号給により決定された給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回るときを除き、当該基準日前の条例の規定に基づき支給された給料は、当該基準日以後の条例の規定に基づく給料の内払とみなす。

(北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「おける、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用教職員の給料の月額の設定にあつては」を「おいて」に、「当該施行月の翌月の初日。以下」を「当該給料改定条例の施行の日。以下この項において」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前項各号の基準日(当該基準日が給料改定条例の施行の日となる場合に限る。以下同じ。)における教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表(以下「改正後の給料表」という。)の職務の級及び号給により決定した給料の月額は、教職員給与条例第46条第3項の規定により読み替えられた教職員給与条例第32条第1項の規定による期末手当(当該基準日の属する年の12月1日に在職する教職員に対するものに限る。)の支給を受ける会計年度任用教職員及びこれに相当する者として教育委員会が定める会計年度任用教職員(以下「冬季期末手当対象教職員等」という。)にあつては同年4月1日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から、冬季期末手当対象教職員等以外の会計年度任用教職員にあつては当該基準日の属する月の初日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から適用する。この場合において、改正後の給料表の職務の級及び号給により決定された給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回るときを除き、当該基準日以前の教職員給与条例の規定に基づき支給された給料は、当該基準日以後の教職員給与条例の規定に基づく給料の内払とみなす。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種にいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 行政職相当職 会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日（当該初日後に<u>条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表に規定する給料月額</u>の改定をする条例（以下「給料改定条例」という。）が施行された場合において、当該給料改定条例による改正後の条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があるときは、当該給料改定条例の施行の日（以下この項において「基準日」という。）における条例第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>6. 前項各号の基準日（当該基準日が給料改定条例の施行の日となる場合に限る。以下同じ。）における条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウ</p>	<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種にいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 行政職相当職 会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日（当該初日後に<u>条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表に規定する給料月額</u>の改定をする条例（以下「給料改定条例」という。）が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月（当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。）以後の当該会計年度任用職員の給料の月額^{の決定にあつては、当該給料改定条例による改正後の条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があるときは、当該施行月の翌月の初日。以下「基準日」という。}）における条例第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</p> <p>(2)～(5) 略</p>

新	旧
<p>に掲げる給料表（以下「改正後の給料表」という。）の職務の級及び号給により決定した給料の月額、<u>条例第27条第3項の規定により読み替えられた条例第24条第1項の規定による期末手当（当該基準日の属する年の12月1日に在職する職員に対するものに限る。）の支給を受ける会計年度任用職員及びこれに相当する者として教育委員会が定める会計年度任用職員（以下「冬季期末手当対象職員等」という。）にあつては同年4月1日（改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日）から、冬季期末手当対象職員等以外の会計年度任用職員にあつては当該基準日の属する月の初日（改正後の給料表の職務の級及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日）から適用する。</u>この場合において、改正後の給料表の職務の級及び号給により決定された給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回るときを除き、<u>当該基準日前の条例の規定に基づき支給された給料は、当該基準日以後の条例の規定に基づく給料の内払とみなす。</u></p>	

北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種にいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 教育職 (3) 相当職 会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日（当該初日後に教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表に規定する給料月額の変更をする条例（以下「給料改定条例」という。）が施行された場合において、当該給料改定条例による改正後の教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該給料改定条例の施行の日。以下この項において「基準日」という。）における教職員給与条例第7条第1項第1号アに掲げる教育職給料表（3）の職務の級及び号給</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>6 前項各号の基準日（当該基準日が給料改定条例の施行の日となる場合に限る。以下同じ。）における教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表（以下「</p>	<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種にいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 教育職 (3) 相当職 会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日（当該初日後に教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表に規定する給料月額の変更をする条例（以下「給料改定条例」という。）が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月（当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。）以後の当該会計年度任用教職員の給料の月額決定にあつては、当該給料改定条例による改正後の教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該施行月の翌月の初日。以下「基準日」という。）における教職員給与条例第7条第1項第1号アに掲げる教育職給料表（3）の職務の級及び号給</p> <p>(2)～(4) 略</p>

新	旧
<p><u>改正後の給料表」という。)の職務の級及び号給により決定した給料の月額は、</u> <u>教職員給与条例第46条第3項の規定により読み替えられた教職員給与条例第3</u> <u>2条第1項の規定による期末手当(当該基準日の属する年の12月1日に在職す</u> <u>る教職員に対するものに限る。)の支給を受ける会計年度任用教職員及びこれに</u> <u>相当する者として教育委員会が定める会計年度任用教職員(以下「冬季期末手当</u> <u>対象教職員等」という。)にあつては同年4月1日(改正後の給料表の職務の級</u> <u>及び号給により決定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、</u> <u>当該基準日)から、冬季期末手当対象教職員等以外の会計年度任用教職員にあつ</u> <u>ては当該基準日の属する月の初日(改正後の給料表の職務の級及び号給により決</u> <u>定した給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回る場合は、当該基準日)から</u> <u>適用する。この場合において、改正後の給料表の職務の級及び号給により決定さ</u> <u>れた給料の月額が当該決定前の給料の月額を下回るときを除き、当該基準日前の</u> <u>教職員給与条例の規定に基づき支給された給料は、当該基準日以後の教職員給与</u> <u>条例の規定に基づく給料の内払とみなす。</u></p>	